

別表（第2条関係）
懲戒の標準

区分	非 違 行 為 の 種 類	懲 戒 の 標 準
犯罪行為等	殺人，強盗，不同意性交等，放火等の凶悪な犯罪行為又は犯罪未遂行為	退学
	傷害行為	退学又は停学
	薬物犯罪行為（麻薬，大麻等（違法薬物）又は違法薬物と類似の効果を持つ薬物を正当な理由（治療目的等）なく使用，所持，売買，譲渡，仲介，若しくは入手しようとする行為）	退学又は停学
	窃盗，万引き，横領，恐喝，詐欺，賭博，住居侵入，他人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行為	退学，停学又は訓告
	不同意わいせつ，性的姿態撮影等，公然わいせつ，児童買春，児童ポルノ製造・所持等の性犯罪行為（迷惑防止条例や軽犯罪法等に該当する盗撮，痴漢，のぞき行為等の性的な犯罪行為を含む。）	退学，停学又は訓告
	ストーカー行為	退学，停学又は訓告
	コンピューター又はネットワークの不正使用	退学，停学又は訓告
	その他，上記の非違行為に準ずる行為	退学，停学又は訓告
交通事故	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合で，その原因行為が無免許運転，飲酒運転，暴走運転等の悪質な交通法規違反の場合	退学
	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で，その原因行為が無免許運転，飲酒運転，暴走運転等の悪質な交通法規違反の場合	退学又は停学
	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で，その原因行為に過失がある場合	停学又は訓告
	無免許運転，飲酒運転（飲酒運転の幫助行為を含む。），暴走運転等の悪質な交通法規違反	停学又は訓告
	その他，上記の非違行為に準ずる行為	退学，停学又は訓告
飲酒	飲酒を強要し重大な事態（死に至らしめる，又は急性アルコール中毒等の被害を与える事態）を生じさせた場合	退学又は停学
	飲酒を拒む者に強要して飲酒させた場合	停学又は訓告
	20歳未満と知りながら飲酒を勧めた場合，又は20歳未満の者が自ら飲酒した場合	停学又は訓告
研究活動	発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造，改ざん及び盗用等研究倫理に反する行為を行った場合	退学，停学又は訓告
学内秩序を乱す行為	本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる暴力的行為（理不尽な要求，威圧的な態度，威嚇，暴言等における悪質な行為を含む。）	退学，停学又は訓告
	本学が管理する建造物への不法侵入，不正使用・占拠，不法改築等	退学，停学又は訓告
	故意若しくは重大な過失による本学管理の建造物又は器物の破壊，汚損等	停学又は訓告
	本学構成員に対する暴力行為，威嚇，拘禁，拘束等	退学，停学又は訓告
	大阪教育大学人権侵害防止等に関するガイドライン～啓発・防止・救済～に基づき認定されたハラスメント行為	退学，停学又は訓告
	本学が実施する試験等における不正行為	退学，停学又は訓告
	法令・条例，本学の規則等に基づく命令等に従わないなど，学生としての本分に反した行為，又はその行為が構成員に影響を及ぼし，本学の秩序を乱すものと認められた行為	退学，停学又は訓告
	本学の名誉又は信用を著しく傷つける行為	停学又は訓告

（備考）

- 1 本表における「懲戒の種類」は，次のとおりとする。
 - （1） 退学 退学させ，再入学は認めない。
 - （2） 停学 有期又は無期とし，この間の登校は認めない。
 - （3） 訓告 文書又は口頭により注意を与え，将来を戒める。